

佐久市社会体育施設使用料金表

対象施設：佐久市勤労者体育館、東地区社会体育館、内山地区社会体育館、大沢地区社会体育館、
浅間体育センター、野沢体育センター、臼田体育センター、浅科多目的屋内運動場、
布施体育館、春日体育館

会場（全面）	時間	料金区分						
		入場料を徴収しない場合		入場料を徴収する場合		営利又は営業を目的に使用	スポーツ団体が使用する場合	スポーツ団体外が使用する場合
		アマチュアスポーツに使用	アマチュアスポーツ以外に使用	アマチュアスポーツに使用	アマチュアスポーツ以外に使用			
アリーナ (半面使用の場合、施設使用料は、半額になります。)	午前9時から正午まで	1,200円	3,600円	3,600円	10,800円	24,000円		
	正午から午後3時まで	1,200円	3,600円	3,600円	10,800円	24,000円		
	午後3時から午後5時まで	800円	2,400円	2,400円	7,200円	16,000円		
	午後5時から午後7時まで	800円	2,400円	2,400円	7,200円	16,000円		
	午後7時から午後9時30分まで	1,000円	3,000円	3,000円	9,000円	20,000円		
	全日(午前9時から午後5時まで)	3,000円	9,000円	9,000円	27,000円	60,000円		

電気料	施設名	料金
	佐久市勤労者体育館	1時間：300円
	東地区社会体育館	1時間：300円
	内山地区社会体育館	1時間：300円
	大沢地区社会体育館	1時間：300円
	浅間体育センター	1時間：300円
	野沢体育センター	1時間：300円
	臼田体育センター	1時間：300円
	浅科多目的屋内運動場	1時間：500円
	布施体育館	1時間：300円
	春日体育館	1時間：300円

(備考) 1 市内に住所を有する者及び市内に事務所又は事務所を有する法人等以外のもの(以下「市外使用者」という。)の使用料の額は、臼田総合運動公園宿泊棟及び佐久総合運動公園マレットゴルフ場の使用料を除き、この表に定める使用料の額の3倍(市外使用者が市内の施設等に宿泊している場合にあつては、2倍)に相当する額とする。

2 「宿泊」とは、午後3時から翌日の午前10時までの使用をいう。

3 時間で定める使用料について、使用時間が1時間未満のときは、1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを切り上げて使用料の額を算出するものとする。

4 暖房を使用する場合には、教育委員会が定める実費相当額を徴収する。

5 体育館を午前9時以前に使用する場合の使用料は、1時間当たり(その使用時間が1時間に満たないときは1時間とする。以下同じ。)、当該体育館の午前の使用料の午前9時から午前10時まで使用した場合に相当する額とし、午後9時30分以降に使用する場合は、1時間当たり、当該体育館の夜間の使用料の午後8時30分から午後9時30分まで使用した額に相当する額とする。ただし、午前9時以前又は午後9時30分以降の使用は、大会等のために使用する場合に限るものとし、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。